



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 3 5 号 令和元年 1 2 月 6 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 5 4	令和元年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	地方創生局 市町村課
5 5 5	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	税務課
5 5 6	同	スマート県庁推進課
5 5 7	種畜証明書を交付した旨の通報を受けた件	畜産振興課
5 5 8	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
5 5 9	保安林の指定施業要件を変更する予定にした件	農林水産基盤整備局 森林整備課
5 6 0	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課

【企業局訓令】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令	

徳島県告示第五百五十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和元年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和元年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第八回	令和二年一月十日（金曜日）まで	令和二年一月十七日（金曜日）	筆記試験、身体検査、適性検査及び口述試験
第九回	令和二年二月六日（木曜日）まで	令和二年二月十三日（木曜日）	同
第十回	令和二年二月二十八日（金曜日）まで	令和二年三月六日（金曜日）	同

備考 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学及び社会につき、中学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第八回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八
第九回	同	同
第十回	同	同

三 応募資格

日本国籍を有し、令和二年三月一日又は四月一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の初日から起算して三月を経過する日の属する月の翌月の末日現在において三十三歳に達していないこと）で、学校教育法（昭和二十

二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和二年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第五百五十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
県税トータルシステムにおける新システムへの移行データ抽出業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部税務課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和元年十月二十一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社徳島支店
徳島市かちどき橋二丁目二九番地一
- 五 契約金額
七千三百二十四千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県告示第五百五十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
防災拠点情報ネットワーク強靱化（庁内クラウド再構築等）に係る構築業務
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部スマート県庁推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和元年十一月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
テック情報株式会社
板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三
- 五 契約金額
二億百九十八万千百七十一円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第五百五十七号
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、次のとおり同法第四条第一項本文の種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同法第八条第二項の規定により公示する。
 令和元年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

種畜証明書番号	一一五二〇一八〇〇〇八	
家畜の種類	牛	
品 種	黒毛和種(肉用牛)	
毛色	黒	
名 前	幸美桜	
等級	二級	
飼 養 者	住所又は所在地	板野郡上板町
	氏名又は名称	徳島県立農林水産総合技術支援センター

徳島県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月六日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
小松島市坂野町 坂野町第一土地改良区	令和元年十一月十三日

徳島県告示第五百五十九号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年十二月六日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美馬市木屋平字太合カケ四四五の一、四四五の三一、四四五の八一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定施業要件の変更に係る保安林の指定の目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字太合カケ四四五の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百六十号

松茂町長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）	板野郡松茂町全域	令和元年十二月一日から 令和二年三月三十一日まで

徳島県企業局訓令第1号

局 中 一 般

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月六日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局職員服務規程（昭和四十一年徳島県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項第四号中「、第二号若しくは第五号」を「若しくは第四号」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年十二月十四日から施行する。